

主な不法無線局の概要及び妨害事例

1 不法市民ラジオ（不法CB無線）

国内で使用が認められている市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり、技適マークが貼付されています。

不法市民ラジオ（不法CB無線）は、この技適マークがありません。

空中線電力が数ワットもので国内では免許を受けることができず、また、電力増幅器を付加して、数千ワットの出力を出す悪質な事例もあります。

<妨害事例>

- ・ 漁業用無線が使用できなくなる。
- ・ 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- ・ 電子機器（OA機器等）が誤作動する。
- ・ 点火システムに電子回路を用いた石油ストーブが誤作動する。



漁業用船舶通信を妨害し、船舶の安全航行ができなくなる。

2 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線機は、適法なパーソナル無線機を改造し、指定されたチャンネル以外の周波数の電波を発射したり、定格以上に空中線電力を増力した無線機です。

一般的に「チャンネル固定可能」、「スペシャル機能付き」等として販売されており、この改造機にも技適マークがそのまま貼付されています。

技適マークが貼付されていても何らかの改造を施したパーソナル無線機は、すべて不法パーソナル無線となり、国内では使用することができません。

<妨害事例>

- ・ 携帯電話が使用できない。
- ・ MCA無線が使用できない。



携帯電話が使えない！
（携帯電話システムへの妨害）

3 不法アマチュア無線

アマチュア無線局を開設するには、無線従事者資格及びアマチュア無線局の免許が必要です。これらの資格及び免許がないと不法アマチュア無線となります。

アマチュア無線局は、運用する周波数帯が決められていますが、不法アマチュア無線の中には、この周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線局に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

<妨害事例>

重要無線通信（防災行政無線、消防・救急無線など）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。



消火活動や救命業務ができない！
（消防・救急用無線への妨害）

不法無線局に係る法律の適用条項（抜粋）

- ・ 電波法第4条（無線局の開設）
「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。」
- ・ 電波法第110条第1号（罰則）
「電波法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」
- ・ 電波法第108条の2（罰則）
「国民生活に重要な影響を与える無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」